

令和 8 年 1 月 30 日  
ジェイアールグループ健康保険組合

**任意継続被保険者に係る標準報酬月額の上限についてのお知らせ**

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に、任意継続被保険者に適用する標準報酬月額の上限は 470,000 円（第 29 級）とします。

※ 令和 8 年 3 月 31 日まで適用となる上限額 440,000 円（第 28 級）からは変更となりますのでご注意ください。

以上